

原料費調整制度による単位料金の調整について

令和5年6月29日

【原料費調整制度】により令和5年8月検針分の調整単位料金につきまして、令和5年7月検針分より1立方メートルあたり3.2131円値下させていただきます。これにより標準家庭（一般料金）において14立方メートルあたり45円の値下になります。また、令和5年8月検針分に適用させていただくガス料金につきましては令和5年7月の検針時に配布するお知らせ票にてまえもってお知らせいたします。

今回の令和5年8月分（7月使用・8月検針分）のガス料金には、電力・ガス価格激変緩和対策事業の政府支援を踏まえた値引が1㎡あたり30円反映されています。

※詳細は資源エネルギー庁「電気・ガス料金激変緩和対策特設サイト」をご覧ください。
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)

令和5年8月検針分の料金表です。

(消費税込)

| | A料金 (円/㎡) | B料金 (円/㎡) | C料金 (円/㎡) | D料金 (円/㎡) |
|------|-----------|------------|------------|------------|
| 適用区分 | 0 ㎡～10 ㎡ | 10 ㎡～30 ㎡ | 30 ㎡～80 ㎡ | 80 ㎡以上 |
| 基本料金 | 935.0000 | 1,804.0000 | 2,321.0000 | 6,209.5000 |
| 従量料金 | 396.1175 | 309.2175 | 291.9805 | 243.3715 |

※従量料金単価は、原料費調整制度により原料費の変動があった場合（毎月）調整されます。

【ガス料金の計算式】

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + [\text{ガス使用量} \times \text{従量料金}]$$



早収料金 (*1)

※消費税相当額（10%）を含みます。

※*1において円未満の端数は切り捨てます。

上記の早収料金は、検針日の翌日から40日以内(早収期間)にお支払いいただく場合の金額となります。

40日を過ぎてからお支払いいただく場合は、早収料金を3%割増した金額(遅収料金)となり、その差額(遅収加算額)を翌月以降のガス料金に加算してお支払いいただきます。